

令和7年度 宜野湾市保育所利用調整基準表

就学前児童数
(H31.4.2以降生まれ) 人

【 児 童 氏 名 】

点

		基本指数		調整指数						
		父	母							
基本指数	就労 ・ 被雇用者 及び 自営業	就労日数【月／週あたり】	父	母	就労時間【1日あたり】		父	母	計	
		月20日以上／週5日以上	5	5	8時間以上	5	5	父	母	
		月16日～19日／週4日	4	4	7時間以上8時間未満	4	4			
		月12日～15日／週3日	3	3	6時間以上7時間未満	3	3			
					5時間以上6時間未満	2	2			
					4時間以上5時間未満	1	1			
		上記項目の日数及び時間に該当しない場合で、月の就労時間が64時間以上である			5	5				
		医師の診断書による就労制限有(※加算対象となるのは就労の基準点が8点以下の場合です。)			2	2				
	※休憩時間は就労時間に含む。									
	求職	求職活動をしている(※就労や介護・看護等にあたる時間が月64時間未満の場合も含む。)							3	3
妊娠・出産	入所希望日時点からみて、産前3カ月前から産後8週後の翌日が属する月末に該当する 分娩予定日：令和 年 月 日 (※申込児童の出産を理由に入所申込を行うことはできません。)								6	
就学 及び 通信	授業(学習)日数【週あたり】	父	母	授業(学習)時間【1日あたり】		父	母	計		
	週5日以上	5	5	8時間以上	5	5	父	母		
	週4日	4	4	7時間以上8時間未満	4	4				
	週3日	3	3	6時間以上7時間未満	3	3				
				5時間以上6時間未満	2	2				
				4時間以上5時間未満	1	1				
	上記項目の日数及び時間に該当しない場合で、月の授業(学習)時間が64時間以上である			5	5					
	※通学制の場合、授業の間の拘束時間は授業(学習)時間に含む。 ※通信制の場合は、オンライン授業や学校の課題に費やしている時間のみを授業(学習)時間として計算する。 ※通学・通信制どちらの場合についても、自習時間は授業(学習)時間に含まない。									
疾病・障がい 診断書	※診断書と手帳等の両方がある場合は、指数の高い方を基準点とする。									
	①病状等から該当するもの			②日常生活及び子どもの世話へ該当するもの						
	a. ☐ 2	c. ☐ 4	I. ☐ 2		III. ☐ 4					
	b. ☐ 3	d. ☐ 5	II. ☐ 3		IV. ☐ 5					
身体・精神障がい者手帳	1・2級 ☐ 10	3級 ☐ 8	4級以下 ☐ 6							
療育手帳	A1・A2もしくはB1 ☐ 10 B2 ☐ 8									
看護・介護	☐ 身体・精神障がい者手帳1・2級 ☐ 療育手帳A1・A2・B1 ☐ 介護保険被保険者証要介護5 ☐ 診断書⑥⑦							10	10	
	☐ 身体・精神障がい者手帳3級 ☐ 療育手帳B2 ☐ 介護保険被保険者証要介護3・4 ☐ 診断書④⑤							8	8	
	☐ 身体・精神障がい者手帳4級以下 ☐ 介護保険被保険者証要介護1・2 ☐ 診断書③							6	6	
	☐ 診断書②							4	4	
災害	家屋等が災害を受け、復旧にあたっている							10	10	
その他	☐ 不在(※本島内にいない) ☐ 死亡 ☐ 離別(※離婚前提の証明ができる別居を含む) ☐ 市長が特に必要と認めた場合(※養育困難等)							10	10	
調整指数	☐ ひとり親世帯(※戸籍上、ひとり親世帯であることが確認できる場合)							6		
	☐ 準ひとり親世帯(※保護者が本島外で就労している等)							2		
	☐ 若年世帯(※父母のいずれかが、令和7年4月1日時点で20歳未満)							2		
	☐ 生活保護世帯							2		
	☐ 多子世帯(※同一世帯、かつ、未就学児が3人以上)							1		
	☐ 申込児童のきょうだいが既に認可保育施設に在園(※認定こども園1号を含む)しており、令和7年4月以降も引き続き在園が見込まれる【新規申込の場合】							1		
	☐ きょうだい同時新規申込(※転園申込児童は除き、多胎児同時申込の場合は右記加点数よりさらに+1)							1		
	☐ 宜野湾市が支給認定しており、令和7年3月に在園している地域型保育事業所を卒園予定の児童(※市内連携施設への入所が内定している場合は申込できません)							20		
	☐ 里親世帯							20		
	☐ 認可保育施設、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、認可外保育施設で保育士・幼稚園教諭・地域限定型保育士・子育て支援員・看護師(正准)・保健師・小学校教諭・養護教諭(すべて有資格者)として保育養護業務に従事している(※採用予定含む)							6		
	☐ 希望する保育施設に入所できない場合は、育休延長も許容できる(※保護者からの申し出があった場合のみ適用する)							-20		
	☐ 虐待やDVの恐れがあり、児童相談所等からの意見書等により、社会的養護の必要があると認められる(※児童福祉の観点及び世帯の状況から優先度を判断する)									
	☐ 過去に虚偽の申請をしたことがある方(※課内協議の上、減点する指数を決定します)									
	☐ 現年度分・過年度分で滞納月が2ヵ月分あれば-2点、それ以上に滞納している場合は滞納月1ヵ月分ごとに-2点(※指数の減点については、入所審査時点の申込児童本人及び在園している、もしくは、卒園したきょうだいの保育料収納状況により行う)									
☐ 市長が特に必要と認めた場合(※課内協議の上、付与する指数を決定します)										